

VIII. その他

1. MRの倫理について

[図表151] 倫理教育の具体的内容と実施企業数

内容	企業数
法律や自主規範を遵守する	158
・社内自主規範のトレーニングを実施(2回/年)して、社内テストで評価	
・公正競争規約、プロモーションコードの学習	
・医療に携わる者としての範たる行動とは	
・法務広報部、人事部と協力してコンプライアンスプログラム研修を実施	
企業を代表して患者さんと社会のためにMR活動を行う	111
・有効性と安全性のバランスを欠くことなくディテールする	
・患者の会の代表、患者さんによる講演、患者会のサポート	
・生命関連企業の一社員としての倫理を学習	
・「MRになってよかったこと」の読み合わせ活用	
・「MRの果すべき役割」の解説と活用	
医療関係者と協力して、医療の一端を担う	90
・インフォームドコンセントとMRの役割	
・ベストMR目標を指示している	
・医薬品の事故防止とMRの役割について、講義とディベート	
・医療関係者によるレクチャーや勉強会、チーム医療への参画	
・適正使用情報を提供できる情報冊子を医療関係者と共同で作成	
薬物療法に関する活動により、医療関係者から信頼を得られるよう務める	81
・自社製品だけでなく、他社製品も含めた総合的な薬物療法の理解度を高める	
・疾患周辺情報提供の充実	
・国内外のガイドラインについて解説	
・MR個々の活動事例報告、マナー研修	
MRとしての自覚と誇りを持ち、教養を深め人格を高めるよう心がける	68
・「我社のMR像」の解説、「MRになってよかったこと」の紹介	
・人間としての心構え、志を毎月テーマを変えて講義	
・倫理的な時事問題をテーマにその解釈をディスカッションする	
・新聞や書物をできるだけ読むように指導し、一般知識レベルの向上に努める	
生涯を通じて医・薬学知識と関連知識の向上とスキルの研鑽に務める	55
・学会参加	
・学術文献などを用いての解説	
・オープンセミナー(社内セミナー、外部講師)の実施	
・医療関係者との情報交換により、宿題をもらい研修材料とする	
・最新医療ニュースの案内、解説	
その他	15
・MRのメンタルヘルスについて	
・信頼される会社づくりのため、各個人レベルでの行動の教育	
・過去の薬害の事例から、学ぶ	
・大規模臨床試験の倫理基準について	
・人としての倫理	

2. MRの喫煙について

1) MRおよびトレーナーの喫煙率

[図表152]MR雇用規模別 MR全体の喫煙率(年度比較)

MR雇用規模 \ 喫煙率	～99名		100～299名		300～499名		500～999名		1,000名～		全体	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
25%未満	46	47	1	6	4	4	3	2	5	8	59	67
25～35%未満	30	33	8	12	8	9	10	13	4	9	60	76
35～50%未満	36	31	12	10	6	3	7	3	5	1	66	48
50%以上	19	12	2	0	1	0	0	0	0	0	22	12
企業数	131	123	23	28	19	16	20	18	14	18	207	203

[図表153]MR雇用規模別 男性MRの喫煙率(年度比較)

MR雇用規模 \ 喫煙率	～99名		100～299名		300～499名		500～999名		1,000名～		全体	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
25%未満	44	44	1	4	4	3	3	2	1	7	53	60
25～35%未満	27	33	8	10	5	9	11	12	7	8	58	72
35～50%未満	38	30	9	13	9	4	6	4	6	3	68	54
50%以上	22	16	5	0	1	0	0	0	0	0	28	16
企業数	131	123	23	27	19	16	20	18	14	18	207	202

[図表154]MR雇用規模別 女性MRの喫煙率(年度比較)

MR雇用規模 \ 喫煙率	～99名		100～299名		300～499名		500～999名		1,000名～		全体	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
25%未満	58	71	16	25	12	15	17	16	9	18	112	145
25～35%未満	5	2	3	1	5	0	3	2	5	0	21	5
35～50%未満	4	0	3	0	2	1	0	0	0	0	9	1
50%以上	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1
企業数	71	74	22	26	19	16	20	18	14	18	146	152

[図表155]MR雇用規模別 トレーナーの喫煙率(年度比較)

MR雇用規模 \ 喫煙率	～99名		100～299名		300～499名		500～999名		1,000名～		全体	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
25%未満	84	74	16	21	14	13	12	12	13	15	139	135
25～35%未満	11	8	1	2	0	1	4	5	1	3	17	19
35～50%未満	4	6	3	2	4	2	5	1	1	0	17	11
50%以上	14	9	2	2	2	0	0	1	0	0	18	12
企業数	113	97	22	27	20	16	21	19	15	18	191	177

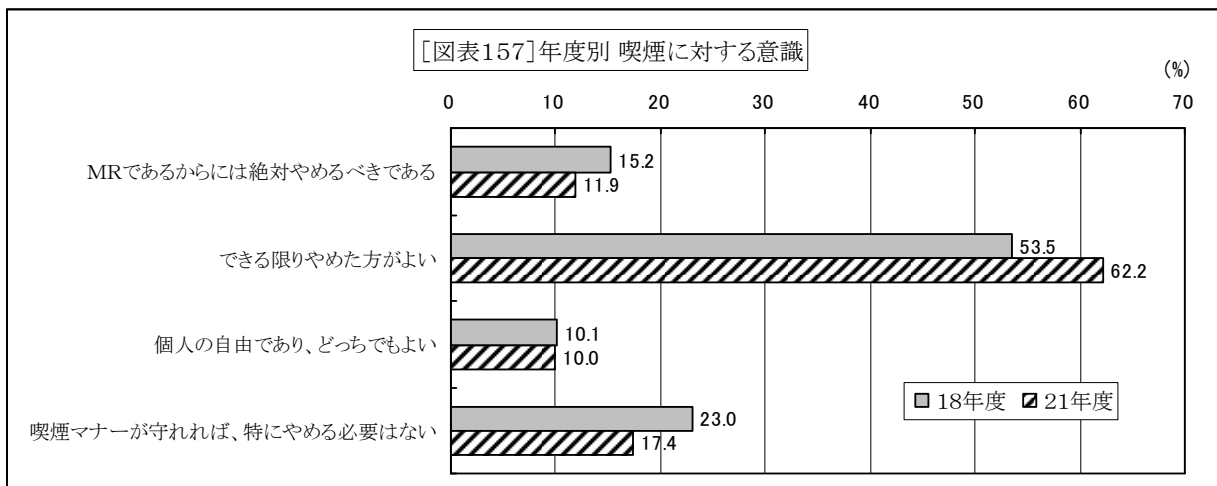
2) MRの喫煙に対する教育研修責任者の意識

[図表156]MR雇用規模別 MRの喫煙について(年度比較)(複数回答)

考え方	MR雇用規模		～99名		100～299名		300～499名	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
MRであるからには絶対やめるべきである	16	14	6	2	2	0		
できる限りやめた方がよい	74	70	9	17	15	11		
個人の自由であり、どちらでもよい	15	14	3	3	0	2		
喫煙マナーが守れば、特にやめる必要はない	34	25	6	7	4	2		
企業数	136	120	23	29	21	15		

考え方	MR雇用規模		500～999名		1,000名～		全体	
	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度	18年度	21年度
MRであるからには絶対やめるべきである	5	1	4	7	33	24		
できる限りやめた方がよい	9	17	9	10	116	125		
個人の自由であり、どちらでもよい	4	1	0	0	22	20		
喫煙マナーが守れば、特にやめる必要はない	4	0	2	1	50	35		
企業数	22	19	15	18	217	201		

注:本欄企業数は、回答企業数を表す。



MRの喫煙率について、全体では25～35%未満と回答した企業が最も多く76社(37.4%)であった。前回調査(18年度)では、35～50%未満66社(31.9%)が最も多かった。MRの喫煙率は確実に減少している。

MRの喫煙について、「できる限りやめた方がよい」との回答が125社(62.2%)で最も多かった。しかし医療機関や社会環境は喫煙に対して厳しい対応を求めている。MRは「チーム医療の一端を担うパートナー」を目指していることから「MRであるからには絶対にやめるべきである」と指導すべき時期にきている。強いリーダーシップが求められる。

3) 企業としての禁煙対策

[図表158] 禁煙対策

対策	企業数
分煙をしている、喫煙室を設けている	112
社内禁煙	31
禁煙指導を行っている	14
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業会社ごとの喫煙率を出し、禁煙を促す ・ 本人の健康のために、たばこの有害性を訴え、禁煙を研修室としてすすめている ・ 産業医による「禁煙のすすめ」講演 ・ 入社オリエンテーション時に喫煙者に対して禁煙(研修期間中)を勧める ・ 導入教育時に喫煙の怖さと禁煙の勧め、禁煙宣言をするよう70分講義をしています ・ 保健指導 ・ 禁煙室に(社)日本薬剤師会作成のポスター「禁煙運動宣言」を掲示している ・ 行政指導の範囲で早めに実施 ・ 導入・継続教育で呼吸器系のテーマの時には、必ず喫煙の有害性を説明し、禁煙を推奨している ・ 喫煙者に禁煙サポートプログラムへの参加を推奨 ・ 企業診療所による禁煙指導 ・ タバコ、アルコールの危険度チェック(自己チェック)シートを自社のインターネット上で公開している ・ 喫煙者に対して禁煙外来受診推奨を検討中 ・ 禁煙本貸し出し 	
禁煙キャンペーンの実施	12
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回の禁煙キャンペーン ・ 健康推進センターが禁煙キャンペーンを実施している(ニコレット配布など) ・ 分煙キャンペーン ・ 当社製品ニコチネルTTSがあるため、年に1回キャンペーンを実施 ・ 禁煙キャンペーンを実施し、費用を負担している ・ キャンペーンポスター ・ キャンペーンを大々的に行っている 	
時間制限をしている	5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則に明記(就業中の喫煙禁止) ・ 毎週月曜日は全社禁煙デー ・ 禁煙デーを設けている(月1回) ・ 事業所単位で禁煙デー(2日/月)、禁煙タイム(3日/週の午前中)を実施 ・ 喫煙時間帯の設置 	
禁煙マナーの徹底	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理研修において、医療機関での、タバコにおいて「マナー」について取り上げる ・ 継続時(研修)年1回、喫煙マナーを取り上げる(5分程度) 	
今後喫煙者MRの採用を控える方向は必要	1
出入りしているビル内では禁煙	1
喫煙アンケート	1
健康組合による「らくらく禁煙コンテスト」実施	1
吸煙装置の設置	1
NPO法人日本呼吸器障害者情報センター主催の「LUNG WALK」に参加している	1
空気清浄機を設置している	1
得意先禁煙	1
社長メッセージ	1